

道路愛護活動支援事業実施要領

宮崎県道路保全課
令和6年4月1日

(目的)

第1条 道路愛護活動支援事業は、宮崎県が管理する道路（以下「県管理道路」という。）において地域住民、企業及び団体が実施する道路植栽帯等を自らデザインし、植栽及び維持管理を行うアダプト活動（以下「アダプト活動」という。）、清掃、花木の植栽等の道路美化活動（以下「道路美化活動」という。）及び道路の草刈り活動（以下「道路草刈り活動」という。）を支援することにより、地域住民との協働による道路環境保全活動の推進、道路愛護運動の普及啓発を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 アダプト活動、道路美化活動及び道路草刈り活動は、それぞれ次に掲げる活動（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条に規定する道路の維持に係るものに限る。）を行うものとする。

- (1) アダプト活動 道路植栽帯等の清掃、除草、草刈り、草花の植栽、維持管理、施設状況の巡視、異状等の情報の提供及びその他の道路の環境美化に資するものであって、3年以上継続して活動を行うもの
- (2) 道路美化活動 歩道、植栽帯等の清掃又は緑化作業等（年間概ね6回以上）、施設状況の巡視及び異状等の情報の提供を行うもの
- (3) 道路草刈り活動 路肩及び法面等の草刈り作業（年1回以上）、施設状況の巡視及び異状等の情報の提供を行うもの

(協定申込書)

第3条 県管理道路において、アダプト活動、道路美化活動又は道路草刈り活動を行おうとする者は、西臼杵支庁長又は土木事務所長（以下「所長等」という。）に協定申込書（別記様式第1号）を提出するものとする。

- 2 前項の協定申込書を提出できる者は、原則として、自治会、学校、道路愛護団体及び商工会等の地域の団体並びに企業又はその従業員で構成される団体（以下「団体」という。）とする。
なお、一つの団体が提出できる道路草刈り活動に係る協定申込書の数は、一を上限とする。
- 3 協定の対象となる区間（以下「対象区間」という。）は、道路美化活動及び道路草刈り活動にあつては、原則として、団体の所在地の自治会区域（以下「区域」という。）内又はその区域に隣接する区域内にある区間であつて、活動の種類に応じ、以下の要件を満たす区間とする。
 - (1) アダプト活動 路肩又は歩道に設置された植樹帯及び道路法面であつて、所長等が交通量等安全性を考慮した上で危険を伴わないと判断した区間
 - (2) 道路美化活動 歩道、歩道に設置された植樹帯又はその他の危険を伴わない区間
 - (3) 道路草刈り活動 路肩及び法面等のうち、所長等が交通量等安全性を考慮した上で草刈りが必要と認める区間

(協定の締結)

第4条 所長等は、前条第1項の協定申込書の提出があつた場合は、申込内容を審査の上、速やかにアダプト活動協定書（別記様式第2号の1）、道路美化活動協定書（別記様式第2号の2）又は道路草刈り活動協定書（別記様式第2号の3）により協定を締結するものとする。

- 2 所長等は、協定を締結したときは、道路保全課長に対し、協定締結報告書（別記様式第3号）を提出するものとする。
- 3 所長等は、協定を締結したときは、対象区間の存する市町村に、協力依頼文（別記様式第4号）及び協定書の写しを送付し、活動によって発生又は収拾した廃棄物の処理について協力を依頼するものとする。
- 4 所長等は、第1項に定める協定を締結した活動団体（以下「活動団体」という。）に対し必要な助言及び勧告ができるものとする。

(協定の有効期間)

第5条 アダプト活動協定の有効期間は、協定を締結した日から3年とする。

- 2 道路美化活動協定及び道路草刈り活動協定の有効期間は、協定を締結した日から1年とする。

- 3 アダプト活動協定、道路美化活動協定及び道路草刈り活動協定の有効期間が満了する日までに第13条第1項による協定の解除が行われない場合は、これら協定は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(アダプト活動計画書の提出)

- 第6条 第4条第1項に定める協定を締結したアダプト活動を行う団体（以下「アダプト活動団体」という。）は、毎年度、活動年度の前年度3月末までに、アダプト活動計画書（別記様式第5号の1）を所長等に提出するものとする。ただし、年度途中に第4条第1項の協定を締結し、活動するときは、速やかに提出するものとする。
- 2 前項の場合においてアダプト活動団体は、その内容について、事前に所長等と協議するものとする。ただし、所長等が不要と判断した場合は、この限りでない。
 - 3 所長等は、アダプト活動団体が提出した活動計画書に対して道路管理に必要な事項及び沿道修景基本計画の推進に必要な事項について、指示を行うものとする。
 - 4 アダプト活動団体は、活動期間中に活動内容に変更が生じた場合は、再度アダプト活動計画書を提出するものとする。

(道路美化活動計画書及び道路草刈り活動計画書の提出)

- 第7条 第4条第1項に定める協定を締結した道路美化活動を行う団体（以下「道路美化活動団体」という。）及び道路草刈り活動を行う団体（以下「道路草刈り活動団体」）は、活動年度の5月末までに、道路美化活動計画書（別記様式第5号の2）又は道路草刈り活動計画書（別記様式第5号の3）を所長等に提出するものとする。ただし、年度途中に第4条第1項の協定を締結し、活動するときは、速やかに提出するものとする。
- 2 前項の場合において道路美化活動団体及び道路草刈り活動団体は、その内容について、事前に所長等と協議するものとする。ただし、所長等が不要と判断した場合は、この限りでない。
 - 3 道路美化活動団体及び道路草刈り活動団体は、活動期間中に活動内容に変更が生じた場合は、再度道路美化活動計画書又は道路草刈り活動計画書を提出するものとする。

(変更等の届出)

- 第8条 活動団体は、団体名や代表者名、活動内容等を変更しようとするときは、事前に協議を行った上で、協定変更届出書（別記様式第6号）を所長等に提出しなければならない。

(アダプト活動への支援及び活動実績の報告)

- 第9条 所長等は、アダプト活動団体からの要請があった場合は、アダプト活動団体が活動を開始する前に活動区域内の整地を行うことができる。
- 2 所長等は、アダプト活動団体から要請があった場合は、活動区間内の道路管理上支障のない位置に道路状況や周辺的环境を考慮し、木製プランターを設置することができる。
 - 3 所長等は、木製プランターを設置した場合は、木製プランター設置台帳（別記様式第7号）を備えて処理の記録をするものとする。
 - 4 アダプト活動団体は、木製プランターの植栽等の維持・管理を行うものとする。
 - 5 所長等は、アダプト活動団体から要請があった場合は、活動区間内の道路管理上支障のない位置に道路状況や周辺的环境を考慮し、活動団体の名称等を記載した十分な強度を有する看板（以下「アダプト看板」という。）を設置することができる。
 - 6 所長等は、アダプト看板を設置した場合は、アダプト看板設置台帳（別記様式第8号）を備え、処理の内容を記録するものとする。
 - 7 アダプト活動団体は、アダプト看板の清掃等の簡易的な維持・管理を行うものとする。
 - 8 所長等は、アダプト活動団体からの要請があった場合は、アダプト活動団体に対して、植栽用の種苗の提供又は清掃用具等の支給若しくは貸付けを行うことができる。
 - 9 アダプト活動団体は、毎年度、活動年度の3月末までにアダプト活動実績報告書（別記様式第9号の1）を所長等に提出するものとする。
 - 10 所長等は、管内のアダプト活動団体の活動実績を道路保全課長へ報告するものとする。

(道路美化活動への支援及び活動実績の報告)

- 第10条 所長等は、第7条第1項に定める活動計画書を提出した道路美化活動団体に対し、清掃用具等の支給又は一時貸付けを行うことができる。
- 2 道路美化活動団体は、活動年度の3月末までに道路美化活動実績報告書（別記様式第9号の2）を所長等に提出するものとする。
 - 3 所長等は、管内の道路美化活動団体の活動実績を道路保全課長へ報告するものとする。

(道路草刈り活動への支援及び活動実績の報告)

第11条 所長等は、第7条第1項に定める活動計画書を提出した道路草刈り活動団体に対し、予算の範囲内において活動奨励金を支給することができる。

なお、道路草刈り活動団体が行う道路草刈り活動は、別表に定める基準を満たすものでなければならない。

- 2 活動奨励金の支給額は、別表に定める額とする。
- 3 道路草刈り活動団体は、活動奨励金の支給を受けようとする場合は、活動年度の3月末までに道路草刈り活動実績報告書(別記様式第9号の3)及び道路草刈り活動奨励金請求書(別記様式第10号)を所長等に提出しなければならない。
- 4 道路の構造が特殊である場合や周辺環境の保持のため、所長等が特に必要と認める場合は、別表の表中「草刈り延長」を「草刈り面積」に、「m」を「㎡」に読み替えて適用することができる。

(傷害保険及び損害賠償責任保険)

第12条 活動団体は、その構成員が第4条の協定に基づく作業中に傷害を被ったとき又は第三者に対して損害を与えたときは、所長等に直ちに連絡の上、事故発生報告書(別記様式第11号)を提出するものとする。

- 2 所長等は、活動団体から事故発生報告書の提出があったときは、直ちに、事故報告書(別記様式第12号)を道路保全課長に提出するものとする。
- 3 道路保全課長は、所長等から前項の事故報告書の提出があったときは、傷害又は第三者に与えた損害について、宮崎県が加入する道路愛護デー参加者包括傷害保険又は道路愛護デー参加者損害賠償責任保険の適用を審査し、その結果を所長等に報告するものとする。

(協定の解除)

第13条 所長等は、次に掲げる場合には、活動期間によらず協定を解除するものとする。

- (1) 活動団体が活動協定解除申出書(別記様式第13号)を所長等に提出したとき
 - (2) 所長等が道路管理上の必要があると認めるとき
 - (3) 所長等が活動団体について、協定に規定する義務を果たしていないと認めるとき又は活動団体としてふさわしくないと認めるとき
- 2 所長等は、協定を解除したときは、活動協定解除通知書(別記様式第14号)により、協定を解除した旨を活動団体に通知するものとする。
 - 3 所長等は、協定を解除したときは、道路保全課長に対し、協定解除報告書(別記様式第15号)を提出するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項については、所長等は活動団体と協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行にあわせ、次に掲げる要領は、廃止する。
 - (1) クリーンロードみやざき推進事業実施要領(平成22年4月1日道路保全課定め)
 - (2) アダプトロード普及啓発事業実施要領(平成30年10月26日道路保全課定め)
- 3 この要領の施行前に「クリーンロードみやざき推進事業実施要領」第3条又は「アダプトロード普及啓発事業実施要領」第4条の規定により締結した協定は、この要領の第4条の規定により締結した協定とみなす。

別表（第 1 1 条関係）

草刈り作業の基準等

項目	基準		
草刈り幅	概ね 1 m 以上を基準とする。		
草刈り延長及び活動奨励金の額	草刈り延長及び草刈り回数の区分に応じ、活動奨励金の額は以下のとおりとする。		
	草刈り延長（m）	活動奨励金の額	
		草刈り 1 回の場合	草刈り 2 回の場合
	100m 以上 500m 未満	5, 000 円	9, 000 円
	500m 以上 2, 000m 未満	17, 000 円	29, 000 円
	2, 000m 以上 4, 000m 未満	34, 000 円	58, 000 円
	4, 000m 以上 6, 000m 未満	51, 000 円	87, 000 円
	6, 000m 以上	68, 000 円	116, 000 円

- ① 同一年度内に支給できる活動奨励金の額は、一つの活動団体につき、116,000円を上限とする。
- ② 草刈りを2回以上行う場合、「草刈り2回の場合」の単価が適用される。
- ③ 1回目と2回目の草刈り延長がそれぞれ異なる場合には、各基準の「草刈り1回の場合」の単価を適用する。
- ④ 草刈りを3回以上行う場合で、1回目～3回目の草刈り延長がそれぞれ異なる場合には、2回目までを③の取扱いによることとし、3回目以降について活動奨励金は支給しない。

協定申込書

年 月 日

宮崎県 西臼杵支庁長
土木事務所長 殿

団体名 _____

所在地
(住所) _____

代表者 _____

電話番号 _____

道路愛護活動支援事業実施要領第3条第1項の規定により次のとおり申し込みます。

路線名 _____

区 間 _____ から
_____ まで (約 _____ m)

作業内容 (該当するものを○で囲む)

アダプト活動 道路美化活動 道路草刈り活動

活動予定人数 (_____) 人

- ※ 所在地について、任意団体等の場合は、代表者の住所を記載すること。
- ※ 別紙構成員名簿を添付すること。

アダプト活動協定書

活動団体（以下「甲」という。）と宮崎県（以下「乙」という。）とは、地域内の県管理道路の環境保全活動を推進するため、道路のアダプト活動に関する協定を次のとおり締結する。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は、次のとおりとする。
※道路台帳の写し等に対象区間を示した資料を添付すること。

路線名	県道（一般国道）	線（号）
区間	_____	_____から
	_____	_____まで（約 _____ m）

（活動内容）

第2条 甲は、対象区間の植栽帯等について、次条の活動計画書に基づき、植栽及び維持管理を行い、常に道路を清潔で良好な状態に保つよう努めるものとする。

2 甲は、道路及び道路施設の異状等を発見した場合は、乙に通報するものとする。

（活動計画書の提出）

第3条 甲は、毎年度、活動年度の前年度3月末までに、活動計画をアダプト活動計画書（別記様式第5号の1）により乙に提出するものとする。

（法令の遵守、作業の安全等）

第4条 甲は、清掃又は緑化作業を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとする。

2 甲は、作業中の事故及び第三者との紛争について自ら責任を負うものとする。

（ごみ等の処分）

第5条 甲は、対象区間の存する市町村の分別方法に従って、回収したごみ等を適正に処分するものとする。

（事故等の報告）

第6条 甲は、アダプト活動中に事故等が起こったときは、乙に直ちに連絡し、事故発生報告書（別記様式第11号）を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による報告書の提出があった場合は、宮崎県が加入する道路愛護デー参加者包括傷害保険及び道路愛護デー参加者損害賠償責任保険の適用を審査し、その結果を甲に連絡するものとする。

（活動実績の報告）

第7条 甲は、毎年度、活動年度の3月末までに、活動実績をアダプト活動実績報告書（別記様式第9号の1）により乙に報告するものとする。

（活動期間）

第8条 甲は協定締結から3年間、活動を行うものとする。

2 協定締結から3年を越えて、甲から第12条に基づく解除の申出がない場合は、協定が継続するものとする。

(道路管理者の役割)

第9条 乙は、甲の活動について綿密な連携をもって積極的に協力するものとする。

(清掃用具等の支給又は貸付)

第10条 乙は、甲からの要請があった場合は、甲に対して、清掃用具等の支給又は貸付けを行うものとする。

(道路管理者の指示)

第11条 乙は、甲に対して道路管理に必要な事項及び沿道修景美化の推進に必要な指示を行うものとし、甲はこの指示に従うものとする。

(協定の解除)

第12条 甲は、協定の解除を行う場合は、活動協定解除申出書（別記様式第13号）を乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の場合以外に、道路管理上必要があると認められるとき、甲がこの協定に定める義務を履行していないと認められるとき又は活動団体としてふさわしくないと認められるときは、この協定を解除するものとする。

3 乙は、前2項により協定の解除を行ったとき、活動協定解除通知書（別記様式第14号）により協定を解除した旨を甲に通知するものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとする。

年 月 日

甲 所在地 _____
団体名 _____
代表者氏名 _____

乙 宮崎県 西臼杵支庁長
土木事務所長

道路美化活動協定書

活動団体（以下「甲」という。）と宮崎県（以下「乙」という。）とは、地域内の県管理道路の環境保全活動を推進するため、道路の美化活動に関する協定を次のとおり締結する。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は、次のとおりとする。

※道路台帳の写し等に対象区間を示した資料を添付すること。

路線名	県道（一般国道）	線（号）
区 間	_____から	
	_____まで（約	m）

（活動内容）

第2条 甲は、対象区間の歩道、植栽帯等について、年間概ね6回以上の清掃又は緑化作業等を行い、常に道路を清潔で良好な状態に保つよう努めるものとする。その作業内容は、次のとおりとする。

清掃作業 _____

緑化作業 _____

その他 _____

2 甲は、道路及び道路施設の異状等を発見した場合は、乙に通報するものとする。

（活動計画書の提出）

第3条 甲は、活動年度の5月末までに活動計画を道路美化活動計画書（別記様式第5号の2）により乙に提出するものとする。

（法令の遵守、作業の安全等）

第4条 甲は、清掃又は緑化作業を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとする。

2 甲は、作業中の事故及び第三者との紛争について自ら責任を負うものとする。

（ごみ等の処分）

第5条 甲は、対象区間の存する市町村の分別方法に従って、回収したごみ等を適正に処分するものとする。

（事故等の報告）

第6条 甲は、清掃又は緑化作業中に事故等が起こったときは、乙に速やかに連絡し、事故発生報告書（別記様式第11号）を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による報告書の提出があった場合は、宮崎県が加入する道路愛護デー参加者包括傷害保険又は道路愛護デー参加者損害賠償責任保険の適用を審査し、その結果を甲に連絡するものとする。

(活動実績の報告)

第7条 甲は、活動年度の3月末までに、活動実績を道路美化活動実績報告書(別記様式第9号の2)により乙に報告するものとする。

(道路管理者の役割)

第8条 乙は、甲の活動について綿密な連携をもって積極的に協力するものとする。

(清掃用具等の支給又は貸付)

第9条 乙は、甲に対して、清掃用具等の支給又は貸付けを行うものとする。

(道路管理者の指示)

第10条 乙は、甲に対して道路管理上必要な指示を行うものとし、甲はこの指示に従うものとする。

(協定の解除)

第11条 甲は協定の解除を行う場合は、活動協定解除申出書(別記様式第13号)を乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の場合以外に、道路管理上必要があると認められるとき、甲がこの協定に定める義務を履行していないと認められるとき又は活動団体としてふさわしくないと認められるときは、この協定を解除するものとする。

3 乙は、前2項により協定の解除を行ったとき、活動協定解除通知書(別記様式第14号)により協定を解除した旨を甲に通知するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとする。

年 月 日

甲 所在地
(代表者住所) _____
団体名 _____
代表者氏名 _____

乙 宮崎県 西臼杵支庁長
土木事務所長

様式第2号の3（第4条関係）

道路草刈り活動協定書

活動団体（以下「甲」という。）と宮崎県（以下「乙」という。）とは、地域内の県管理道路の環境保全活動を推進するため、道路の草刈り活動に関する協定を次のとおり締結する。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は、次のとおりとする。
※道路台帳の写し等に対象区間を示した資料を添付すること。

路線名	県道（一般国道）	線（号）
区間	_____から _____まで（約 m）	

（活動内容）

第2条 甲は、対象区間の路肩及び法面等、作業の安全が確保できる箇所（乙が、安全性を考慮の上草刈りが必要と認める区間に限る。）について、年間 回以上の草刈り作業を行うものとする。

なお、草刈り作業は、別表に定める基準に従い実施するものとする。

2 甲は、道路及び道路施設の異状等を発見した場合は、乙に通報するものとする。

（活動計画書の提出）

第3条 甲は、活動年度の5月末までに、活動計画を道路草刈り活動計画書（別記様式第5号の3）により乙に提出するものとする。

（法令の遵守、作業の安全等）

第4条 甲は、草刈り作業を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとする。

2 甲は、作業中の事故及び第三者との紛争について自ら責任を負うものとする。

（ごみ等の処分）

第5条 甲は、対象区間の存する市町村の分別方法に従って、回収したごみ等を適正に処分するものとする。

（事故等の報告）

第6条 甲は、草刈り作業中に事故等があったときは、乙に速やかに連絡し、事故発生報告書（別記様式第11号）を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による報告書の提出があった場合は、宮崎県が加入する道路愛護デー参加者包括傷害保険又は道路愛護デー参加者損害賠償責任保険の適用を審査し、その結果を甲に連絡するものとする。

（道路管理者の役割）

第7条 乙は、甲の活動について綿密な連携をもって積極的に協力するものとする。

（活動実績の報告）

第8条 甲は、活動年度の3月末までに、活動実績を道路草刈り活動実績報告書（別記様式第9号の3）により乙に報告するものとする。

(活動奨励金の支給)

第9条 乙は、甲に対して、予算の範囲内で活動奨励金を支給できるものとする。

2 甲は、活動奨励金の支給を受けようとする場合は、前条の道路草刈り活動実績報告書に合わせ、道路草刈り活動奨励金請求書(別記様式第10号)を乙に提出するものとする。

3 乙は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、実績の内容を審査し、活動奨励金を支給するものとする。

(道路管理者の指示)

第10条 乙は、甲に対して道路管理上必要な指示を行うものとし、甲はこの指示に従うものとする。

(協定の解除)

第11条 甲は協定の解除を行う場合は、活動協定解除申出書(別記様式第13号)を乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の場合以外に、道路管理上必要があると認められるとき、甲がこの協定に定める義務を履行していないと認められるとき又は活動団体としてふさわしくないと認められるときは、この協定を解除するものとする。

3 乙は、前2項により協定の解除を行ったとき、活動協定解除通知書(別記様式第14号)により協定を解除した旨を甲に通知するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとする。

年 月 日

甲 所在地
(代表者住所) _____
団体名 _____
代表者氏名 _____

乙 宮崎県 西臼杵支庁長
土木事務所長

様式第3号（第4条関係）

〇〇— 〇〇
〇〇年〇〇月〇〇日

道路保全課長 殿

西臼杵支庁長
〇〇土木事務所長

道路愛護活動支援事業に関する協定の締結について（報告）

このことについて、別添のとおり協定を締結しましたので、下記書類を添えて報告します。

記

添付書類・・・・・・・・位置図、道路台帳写し、協定書、活動計画書

- （注） 1 「位置図」には、おおよその対象区間を赤丸等に表示すること。
2 「道路台帳写し」は、「位置図」表記で確認できる場合は省略することができる。

担当： 〇〇 TEL:〇〇〇〇〇〇

様式第4号（第4条関係）

〇〇〇— 〇〇
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市・町・村長 殿

西臼杵支庁長
〇〇土木事務所長
(公印省略)

道路愛護活動支援事業に関する協力の依頼について（依頼）

日頃より県の道路行政の推進に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴市・町・村内の〇〇〇自治会と、標記事業に係る協定を締結しました。

本事業は、県民との協働による道路環境の保全推進、道路愛護運動の普及啓発を目的として、自治会等の団体が道路の美化活動や草刈り活動を継続的に実施する場合に、清掃用具や活動奨励金の支給等の支援を行うものです。

つきましては、本事業の趣旨を御理解いただき、〇〇〇自治会の本事業に伴う活動により発生する廃棄物（空き缶等のゴミや刈草）の処理や広報等による本事業の周知について、御協力いただきますようお願いいたします。

記

添付書類・・・位置図、道路台帳写し、協定書

担当： 〇〇 TEL：〇〇〇〇〇〇

アダプト活動計画書

年 月 日

団体名	_____
代表者 氏名	_____
電話番号	_____

道路愛護活動支援事業実施要領第6条第1項の規定によりアダプト活動計画書を提出します。

記

- 1 活動団体名
- 2 代表者氏名
所在地（住所）
- 3 路線名・活動区間等
- 4 スケジュール

活動年月	活動内容	参加人数
※記載例 〇〇年〇月	植栽	約20名

※ 毎年3月末までに、次年度の活動計画を記入して土木事務所（西臼杵支庁土木課）に提出してください（郵送又はファックスでの提出も可）。

道 路 美 化 活 動 計 画 書

年 月 日

団 体 名	_____
代 表 者 氏 名	_____
電 話 番 号	_____

道路愛護活動支援事業実施要領第7条第1項の規定により道路美化活動計画書を提出します。

記

- 1 活動団体名
- 2 代表者氏名
所在地（住所）
- 3 活動箇所等

活動年月	活動箇所	活動内容	参加人数
※記載例			
〇〇年〇月	県道〇〇〇〇〇線	ゴミ拾い	約20名

※ 毎年5月末までに、その年の活動計画を記入して土木事務所（西臼杵支庁土木課）に提出してください（郵送、ファックス又はメールでの提出も可）。

道路草刈り活動計画書

年 月 日

団体名	_____
代表者 氏名	_____
電話番号	_____

道路愛護活動支援事業実施要領第7条第1項の規定により道路草刈り活動計画書を提出します。

記

- 1 活動団体名
- 2 代表者氏名
所在地（住所）
- 3 活動箇所等

活動年月	活動箇所	参加人数
※記載例 〇〇年〇月頃	県道〇〇〇〇〇線	約10名

- ※1 活動の時期等について、事前に土木事務所（西臼杵支庁土木課）と調整してください。
- ※2 毎年5月末までに、その年の活動計画を記入して土木事務所（西臼杵支庁土木課）に提出してください（郵送、ファックス又はメールでの提出も可）。

協定変更届出書

年 月 日

宮崎県 西臼杵支庁長
土木事務所長 殿

団 体 名 _____

代 表 者 住所 _____

氏名 _____

年 月 日に締結した活動協定について、道路愛護活動支援事業実施要領第8条の規定により下記のとおり協定を変更したく、申し出ます。

記

1 活動内容 （該当するものを○で囲む）

アダプト活動 道路美化活動 道路草刈り活動

2 変更内容

アダプト活動実績報告書

年 月 日

団体名	_____
代表者 氏名	_____
電話番号	_____

下記のとおり、アダプト活動を行いましたので、道路愛護活動支援事業実施要領第9条第9項の規定により報告します。

記

- 1 活動団体名
- 2 代表者氏名
所在地（住所）
- 3 路線名・活動区間等

活動年月日	活動内容	参加人数
※記載例 〇〇年〇月〇〇日	ゴミ拾い	15名

※1 毎年3月末までに、当年度の活動実績を記入して土木事務所（西臼杵支庁土木課）に提出してください。

※2 活動中の写真を添付してください。

道路美化活動実績報告書

年 月 日

団体名	_____
代表者 氏名	_____
電話番号	_____

下記のとおり、道路美化活動を行いましたので、道路愛護活動支援事業実施要領第10条第2項の規定により報告します。

記

- 1 活動団体名
- 2 代表者氏名
所在地（住所）
- 3 活動箇所等

活動年月日	活動箇所	延長（m）	活動内容	参加人数
※記載例 〇〇年〇月〇〇日	県道〇〇〇〇線	1, 0 0 0	ゴミ拾い	1 5 名

※1 毎年3月末までに、活動実績を記入して土木事務所（西臼杵支庁土木課）に提出してください。

※2 活動中の写真を添付してください。

道路草刈り活動実績報告書

年 月 日

団体名	_____
代表者 氏名	_____
電話番号	_____

下記のとおり、道路美化活動を行いましたので、道路愛護活動支援事業実施要領第11条第3項の規定により報告します。

記

- 1 活動団体名
- 2 代表者氏名
所在地（住所）
- 3 活動箇所等

活動年月日	活動箇所	延長（m）	参加人数
〇〇年〇月〇〇日 ～ 〇月〇〇日	県道〇〇〇〇線	1, 000	9名

- ※1 毎年3月末までに、活動実績を記入して土木事務所（西臼杵支庁土木課）に提出してください。
- ※2 活動奨励金の支給を受けようとする場合は、活動奨励金請求書も合わせて土木事務所（西臼杵支庁土木課）に提出してください。
- ※3 草刈り作業に係る作業前及び作業後の写真を添付してください。

道路草刈り活動奨励金請求書

年 月 日

宮崎県 西臼杵支庁長
土木事務所長 殿

団 体 名 _____

代 表 者 住所 _____

氏名 _____

道路愛護活動支援事業実施要領第4条第1項の規定による協定書に基づき、別添活動実績報告書のとおり道路草刈り活動を実施したので、同実施要領第11条第3項に基づき活動奨励金を請求します。

1 請求額 金 円

2 口座振替申出表示

金融機関の名称			
預金の種類		口座番号	
口座名義 (フリガナ)	()		

担当者名 (代表者)	フルネーム
連絡先	電話番号又はE-mail

事 故 発 生 報 告 書

受傷者又は
被害者

住所 _____ 電話 _____

氏名 _____ 年齢 _____

事故発生日時 _____ 年 月 日 時 分頃 _____

事故発生場所 _____

損害の対象 _____

事故の原因、状況等

上記報告書は、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

活動団体名 _____

代表者氏名 _____

※ 第三者に損害を与えた場合は、対象物の写真など対象物の損害の状況がわかるものを添付すること。

様式第12号（第12条関係）

〇〇— 〇〇
〇〇年〇〇月〇〇日

道路保全課長 殿

西臼杵支庁長
〇〇土木事務所長

道路愛護活動中の事故発生について（報告）

このことについて、活動団体から別添のとおり報告がありましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事故発生年月日
- 2 事故発生場所
- 3 受傷者又は被害者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
 - (3) 年齢
- 4 損害の対象
- 5 事故の原因、状況

- 6 添付書類（位置図、事故発生報告書、平面図、写真 等）

担当： 〇〇 TEL:〇〇〇〇〇〇

活動協定解除申出書

年 月 日

団体名	_____
代表者 氏名	_____
電話番号	_____

年 月 日に締結した活動協定について、協定を解除したく、申し出ます。

記

1 活動内容 （該当するものを○で囲む）

アダプト活動

道路美化活動

道路草刈り活動

2 活動団体名

3 代表者氏名
所在地（住所）

4 路線名・活動区間等

活動協定解除通知書

道路愛護活動支援事業実施要領第13条第2項により下記のとおり協定を解除したことを通知します。

記

- 1 活動内容（該当するものを○で囲む）
アダプト活動 道路美化活動 道路草刈り活動
- 2 活動団体名
- 3 代表者氏名
所在地（住所）
- 4 路線名・活動区間等
- 5 協定解除年月日

年 月 日

宮崎県西臼杵支庁長
宮崎県〇〇土木事務所長

〇〇― 〇〇
〇〇年〇〇月〇〇日

道路保全課長 殿

西臼杵支庁長
〇〇土木事務所長

道路愛護活動支援事業に関する協定の解除について（報告）

このことについて、別添のとおり協定を解除しましたので、下記書類を添えて報告します。

記

添付書類・・・位置図、道路台帳写し、協定書、活動協定解除申出書（写）

- （注） 1 「位置図」には、おおよその対象区間を赤丸等に表示すること。
2 「道路台帳写し」は、「位置図」表記で確認できる場合は省略することができる。

担当： 〇〇 TEL:〇〇〇〇〇〇
